

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、グループの経営理念及び経営方針である「グループビジョン」と、グループのコンプライアンスに関する基本原則を定めた「西武グループ企業倫理規範」のもと、事業活動を通じてその社会的責任を果たすとともに、株主の皆さま及びお客さまをはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を獲得し、企業価値・株主価値を極大化させることに努めております。コーポレート・ガバナンスの一層の推進をはかるため、経営の健全性・透明性の向上、取締役会を中心としたより高度な経営の意思決定及びその迅速化、グループ全体の内部統制システムの継続的な強化に努めております。また株主の皆さまの権利・平等性を確保するとともに、中長期的な企業価値・株主価値の向上をはかるため、株主の皆さまとの建設的な対話をおこなうほか、適時適切な情報開示、すべてのステークホルダーとの適切な協働にも努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社NWコーポレーション	51,158,927	14.95
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ(常任代理人 西村あさひ法律事務所 弁護士 藤本欣伸)	28,813,500	8.42
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ワン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ(常任代理人 東京あおい法律事務所 弁護士森島 庸介)	20,597,600	6.02
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ(常任代理人 弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士 石毛 和夫)	19,558,200	5.72
サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー(常任代理人 木村・多久島・山口法律事務所 弁護士 多久島 逸平)	16,972,699	4.96
エス・エイチ・ジャパン・エル・ピー(常任代理人 日比谷中田法律事務所 弁護士 加本 亘)	10,387,800	3.04
株式会社日本政策投資銀行	9,906,246	2.90
京浜急行電鉄株式会社	7,655,200	2.24
農林中央金庫	7,650,000	2.24
株式会社みずほ銀行	7,114,800	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー及びその共同保有者であるプロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチほか13名から、平成27年5月28日付(報告義務発生日 平成27年5月21日)で大量保有報告書の変更報告書が提出され、当社はその写しの送付を受けておりますが、上記「大株主の状況」は直前事業年度末(平成27年3月31日現在)の株主名簿によっております。なお、大量保有報告書の変更報告書に記載された各提出者及び共同保有者の所有株式数等の状況は、以下のとおりであります。

株主名	所有株式数	割合(%)
サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー	8,816,799	2.58
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ワン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ	16,947,600	4.95
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ	15,988,200	4.67
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ	15,538,500	4.54
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ	1,204,900	0.35
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ	1,687,300	0.49
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ	5,701,200	1.67

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ	2,550,700	0.75
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ	959,000	0.28
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ	1,413,000	0.41
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ	468,100	0.14
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ	654,800	0.19
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ	4,161,900	1.22
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ	1,053,100	0.31
エス・エイチ・ジャパン・エル・ピー	10,387,800	3.04
合計	87,532,899	25.59

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大宅 映子	他の会社の出身者											
小城 武彦	他の会社の出身者											
後藤 啓二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大宅 映子	○	——	これまでの長きにわたる評論家や各種審議会・委員会の委員としての活動によって得られた国内外の社会情勢に関する豊富な知見を有しております。大宅氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かすことで、中長期的な企業価値の極大化をはかることができるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資金的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。
小城 武彦	○	——	様々な業種の企業において経営改革に取り組み、特に消費者を見据えた企業経営において経営者としての優れた経営実績を残しており、

			実務経験に基づく卓越した経営能力を有しております。小城氏の実績や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かすことで、中長期的な企業価値の極大化をはかることができるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。
後藤 啓二	○	——	弁護士として、企業法務に関する高い専門性と、豊富な経験、高い見識を有しております。後藤氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かすことで、中長期的な企業価値の極大化をはかることができるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5 名

監査役の数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

相互連携については、監査役、監査・内部統制部、会計監査人が相互に定期的に会合を持つ等、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換をおこない、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深澤 勲	弁護士													
迫本 栄二	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深澤 勲	○	——	弁護士として、企業法務に関する高い専門性と、豊富な経験、高い見識を有しております。それらを活かして公正・中立な立場から当社の監査をおこなうとともに、適切な意見等を得られるものと判断しております。深澤氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かせるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外監査役として選任し、独立役員として届け出ております。
迫本 栄二	○	——	公認会計士および税理士として、財務および会計に関する高い専門性と、豊富な経験、高い見識を有しております。それらを活かして公正・中立な立場から当社の監査をおこなうとともに、適切な意見等を得られるものと判断しております。迫本氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かせるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外監査役として選任し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数 5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役(社外取締役を除きます。)を対象とした株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。本株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の価値は当社業績及び株式価値と連動性の高いものであることから、本株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることが期待できると考えられることから導入しているものです。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役

該当項目に関する補足説明

本株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の価値は当社業績及び株式価値と連動性の高いものであることから、本株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることができると考えられる者として、当社取締役(社外取締役を除きます。)及び子会社の取締役を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の2015年3月期の役員報酬は、社内取締役に対する報酬3億7百万円、社内監査役に対する報酬26百万円、社外役員に対する報酬53百万円であります。

なお、上記金額には、同期に計上した役員退職慰労引当金繰入額(社内取締役12百万円、社内監査役1百万円、社外役員2百万円)及びストックオプション報酬(社内取締役75百万円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり
針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬体系は、取締役(社外取締役を除く。)については「確定金額報酬」と「株式報酬型ストックオプション」で構成し、また、社外取締役及び監査役については「確定金額報酬」で構成しております。

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で取締役会において取締役の職務と責任に応じて決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する取締役会に係る情報提供等のサポートは、社長室および総合企画本部経営企画部でおこなっております。また、社外監査役を含む監査役をサポートするため、監査役室に3名の専任スタッフを配置しております。

取締役会の開催にあたっては、事前に議題を社外取締役、社外監査役を含む全取締役、全監査役に通知し周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の取締役会は、取締役12名(男性11名・女性1名)で構成され、うち社外取締役は3名(すべて独立役員)であります。原則1か月に1回以上開催し、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督をしております。

特に、社外取締役は、執行部門から独立した視点からの監視・監督機能に力点を置き、その豊富な知見と見識を経営に反映させるなど、客観性、独立性を有する立場から経営の公正性を高める重要な役割を果たし、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムのさらなる強化に資すると考えることから、今後も社外取締役を含む体制を維持してまいります。

監査役会は、監査役4名(男性4名)で構成され、うち社外監査役は2名(すべて独立役員)であります。原則1か月に1回以上開催しております。各監査役は、取締役会そのほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との意見交換や取締役などから適宜業務の執行状況を聴取することなどにより、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しております。

なお当社では、経営環境の変化に柔軟に対応し、意思決定と業務執行の迅速化・効率化がはかれるなどの理由から、執行役員制度を採用しております。また、取締役会に付議すべき事項を含む重要事項について執行役員などにより審議をおこなう機関として経営会議を設置し、これを原則1か月に2回開催し、意思決定の質の向上をはかっております。

内部監査については、業務執行部門から独立した監査・内部統制部を設置し、6名の内部監査専任スタッフを配置して、各部門の執行状況について監査をおこなっているほか、定期的に監査役及び会計監査人と連携をとっております。会計監査業務については、新日本有限責任監査法人が執行しております。当該監査法人において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は荒尾泰則氏、大下内徹氏、吉村基氏であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士40名、その他33名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、持株会社として経営資源の適正配分、事業経営の監督などをおこなうため、グループの事業やその管理に精通した取締役と、豊富な知見・見識を有する独立した社外取締役で構成されております。また、社外監査役や弁護士、公認会計士など、社外の専門家に意見・助言を求めることにより、意思決定の質を高める機能を確保しております。

また、社外取締役および社外監査役は、社内出身者とは異なる職歴や経験、知識などに基づき、客観性、中立性および独立性を有する立場から経営に対する有効な意見などを提供するなど、経営監視機能を高める役割、機能を担っており、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制システムのさらなる強化に資するものと考えております。

以上の経営体制を通じて、業務執行を適正に監査・監督し、経営の健全性および透明性を確保できると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	平成26 年6月開催の定時株主総会の招集通知は、開催日の21 日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成26 年6月開催の定時株主総会は、集中日の2日前に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成19 年6月開催の定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を開始しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	平成27年開催の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、和文・英文ともに当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会では事業報告のビジュアル化をおこなっております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後「西武グループディスクロージャーポリシー」の作成を検討しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(第二四半期決算・期末決算)後に実施。その他、案件に応じて随時開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジアの主要都市において、社長・財務担当役員を説明者に年1～2回、個別訪問ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.seibuholdings.co.jp/ir/ir_material/ 掲載資料: 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、月次データ、株主通信等を掲載しております。 また投資家向けの重要な開示情報は英訳し、英文IRサイトに掲載しております。 URL: http://www.seibuholdings.co.jp/en/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: IR部 担当責任者: IR部長 事務連絡責任者: IR部担当マネジャー	
その他	個人投資家向け説明会を随時開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「グループビジョン」及び「西武グループ企業倫理規範」の中で全てのステークホルダーに対して誠実であり、ステークホルダーの立場を尊重することを定めており、これに則り企業と社会の持続的成長に取り組んでいます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	鉄道、ホテルをはじめ、多岐にわたり地域・社会と密接に事業を展開する当社グループにおいては、自然環境・地域環境への配慮した事業活動をおこなっております。また、お客さま・地域と共に歩むための取り組みも実施しております。 環境への取り組みについては、鉄道・バスにおける省エネルギー車両の導入やホテル・不動産事業における省エネルギー機械導入、太陽光発電、施設の緑化などによるCO2削減や省資源化、リサイクルの推進、森林保全や水質浄化などの自然環境保全活動に取り組んでいます。お客さま・地域とのコミュニケーションについては、広報活動やWebサイトなどを通じて情報発信に努めているほか、鉄道沿線やホテル事業所のある自治体との連携協定を締結、鉄道沿線における様々なイベントや、ホテルでの地産地消費フェアなどの開催など地域の活性化・連携強化を

目的とした取り組みをおこなっております。さらに、次世代の育成を目的に、西武鉄道沿線に駅チカ保育所「Nicot(ニコット)」を展開しているほか、お子さまに多様なグループの事業を体験していただくことで好奇心を育み健やかな成長を支援する「西武グループ こども応援プロジェクト」を開催するなどの取り組みをおこなっております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社では、「グループビジョン」並びに「西武グループ企業倫理規範」に則り、株主・投資家をはじめとしたあらゆるステークホルダーに対して、適時適切な情報を正確に開示することで良好な関係を築き、信頼を得る事が重要であると認識し取り組んでおります。

その他

当社グループでは、グループビジョンの実践に向けて、グループ社員の能力を一層活かすために人材を育成、配置しております。そして社員の多様性を尊重し、一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境整備に努めております。

人材育成については、グループ視点で物事を考え、主体的に行動できる社員の育成を目指しております。そのためにグループ横断的な教育を実施すると同時に会社の垣根を超えたコミュニケーションを活発化させております。そしてグループ内において人事諸制度のプラットフォーム化、人材データの共通化をはかり、グループ横断的な異動配置を柔軟におこない、それにより新たな視点でイノベーションに挑戦できる環境を推進しております。

また、社員の働き方の多様化にともない、仕事と育児や介護の両立を可能とする各種制度の充実に積極的にはかった結果、グループ会社の西武鉄道における仕事と家庭の両立支援に関する取り組みが評価され、厚生労働省で実施している「均等・両立推進企業表彰」のファミリー・フレンドリー企業部門において「埼玉労働局長優良賞」(2012年度)を受賞いたしました。

今後さらに「多様な人材の活用」「多様な働き方の環境向上」「ワークライフバランスの一層の追求」をグループ全体でスピード感を持って強力に実施していくため、当社人事部に「ダイバーシティ推進担当」を新設いたしました(2015年4月1日付)。

なお2015年4月1日には当社の子会社である株式会社プリンスホテルに女性初の執行役員が誕生いたしました。これを大きなステップとし、女性の活躍推進に向けた全社的な意識の醸成をはかり、社内プロジェクトへの女性の積極的な参加などを通じて、計画的な人材育成・登用を進め、将来的に性別だけでなく、多様な個性を発揮することによる社員一人ひとりの活躍を支援してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの更なる強化が中長期的なグループ全体の企業価値極大化に資するものにとらえ、「西武ホールディングス内部統制基本方針」に基づき、以下のとおりグループ全体の内部統制システムの構築・整備に取り組んでおります。また、内部監査部門では、内部統制システムの有効性および効率性を検証・評価し、業務執行の健全性を維持するためのモニタリングをおこなっております。

・コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンス体制の充実と強化をはかるべく役員・従業員の行動規範を整備し、グループ共通の基本方針として「西武グループ企業倫理規範」を定めており、これを実践・遵守するために行動指針の制定、コンプライアンス・マニュアルの配付、企業倫理ホットラインを社内外に設置する等、コンプライアンスに関する問題の早期発見・解決をはかっております。また、西武グループ全体のコンプライアンス体制の統括をおこなうため、当社社長執行役員を委員長とし、当社役員、社外有識者およびグループ各社の代表者を委員とする「西武グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンスの基本方針の決定、推進状況の検証・見直し、企業倫理に関する問題解決および再発防止策の検討等をおこなっております。

・リスク管理体制の整備状況

当社にリスク管理の統括部署（社長室）を設置するとともに、グループにおけるリスク管理の基本的な考え方・管理体制を定めた「西武グループリスク管理基本方針」、「西武グループリスク管理規程」および「西武グループ危機管理規程」に基づき、リスクの把握、事前対応およびリスクが顕在化した場合に迅速な対策を講じることができる体制を整備しております。

・情報管理体制の整備状況

グループの情報管理に関する基本規程である「西武グループ情報管理規程」のもと、各種情報関係諸規程を制定し、個人情報を含めた文書・情報管理の徹底をはかっております。また、ITに関しては「西武グループIT基本方針」に基づき管理運営の適正性を確保する体制整備もあわせて進めております。

参考資料「模式図1」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループにおける反社会的勢力対応に関する基本原則や有事の際の報告・連絡・相談体制を定めた「西武グループ反社会的勢力対応基本規程」をはじめ、反社会的勢力対応マニュアル、取引にあたっての調査ガイドライン、契約書に反社会的勢力排除条項を挿入するためのガイドラインを制定し、グループの役員・従業員に周知徹底しております。

上記規程をふまえ、反社会的勢力等からの接触又は不当要求を受けた場合は、当社内およびグループ各社から、随時当社担当部へ相談ができるようにしており、専門家や警察への通報・相談等をおこない適切な措置を講ずる体制となっております。反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、脅し・恫喝等に屈せず一切の関係を遮断し、これらの勢力の活動を助長するような行為は一切おこないません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、株主の皆さまをはじめ社会に対し、経営成績、事業状況など当社グループの活動を正確、迅速かつ公平に伝え、社会からの信頼を確保し、もって事業の発展をはかることを基本方針としております。

このため、当社では役員・従業員が情報の重要性を認識し、適正に管理するため「西武グループ情報管理規程」を制定しているほか、適時開示の対象となりうる重要情報の管理については「西武グループ重要情報および内部者取引管理規程および「西武グループ重要情報開示規程」を整備し、グループ各社に周知徹底をおこなっております。

これらの規程に基づき社長室を重要な情報を管理する部署とし、その責任者である社長室担当役員を情報管理総括責任者（以下「グループ情報管理総括責任者」といいます。）としているほか、グループ各社において情報管理総括責任者を選任しております。また、広報部を適時開示を担当する部署としております。

・適時開示手続き

適時開示に関する手続は、当社と関係会社に関する事項に違いがないため、あわせて記載いたします。

(a) 決定事実に関する情報

経営企画部経営戦略室は、取締役会、経営会議の事務局として付議事項を集中管理しており、グループ各社は自社に関する事項について「西武グループ関係会社管理規程」に基づき当社に対し付議をおこなうこととなっております。

当社およびグループ各社は、グループ情報管理総括責任者、広報部、経営企画部、経営戦略室、IR部、社長室の責任者で構成される「情報管理委員会」にて適時開示の対象となる重要事実の有無を検討します。該当があれば機関決定を経て広報部が速やかに開示します。

(b) 発生事実に関する情報

当社およびグループ各社は、該当事実が発生した時点で「西武グループ危機管理規程」等に基づき、速やかに社長室に連絡します。

社長室は、グループ情報管理総括責任者、広報部、経営企画部、経営戦略室、IR部、社長室の責任者で構成される「情報管理委員会」にて適時開示の対象となる重要事実の有無を検討します。該当があれば機関決定を経て広報部が速やかに開示します。

(c) 決算に関する情報

経理部では、グループ情報管理総括責任者、経営戦略室と協議の上、グループ各社の決算情報を含めた開示資料（四半期決算短信、決算短信）を作成し、決算後45日以内に機関決定を経て開示できる体制を構築しております。

参考資料「模式図2」：巻末「添付資料」をご覧ください。



